

# 株券電子化の制度における 加入者情報に関するQ&A

2024年4月  
株式会社証券保管振替機構

2009年1月の株券電子化にあわせて、投資者の氏名又は名称などの情報をコンピュータシステムにより、株券電子化に関係するすべての機関（証券会社、銀行、振替株式等の発行会社（株主名簿管理人を含みます。）など）の間で授受することになりました。

以下では、加入者情報に関して、投資者の皆様からお問合せの多い内容について、Q&Aの形式で御紹介いたします。

**Q1：証券会社に口座を開設すると氏名などが証券保管振替機構に通知されるようですが、どうしてですか？**

A1：証券保管振替機構は、証券会社などに開設された口座に株式などの残高がある場合であって、振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）が株主を確定する必要があるときなどは、その発行会社（株主名簿管理人）に対して、株主の氏名又は名称、住所などの情報を通知します。

このため、証券会社などは、証券保管振替機構に対して、あらかじめ、その口座を開設している投資者（「加入者」といいます。）の氏名又は名称、住所などの情報（「加入者情報」といいます。）を通知しています。

**Q2：証券会社が加入者情報を証券保管振替機構に通知することの法的な根拠はあるのですか？**

A2：加入者情報は、証券会社などから証券保管振替機構を通じて振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）に通知されることが「社債、株式等の振替に関する法律」（注1）や証券保管振替機構の「株式等の振替に関する業務規程」（注2）において定められています。

なお、証券会社などでは、「株式等振替決済口座管理約款」など（注3）により、

加入者情報を証券保管振替機構に対して通知することについて、加入者が同意した  
ものとして取り扱うことにしています。

(注1)「社債、株式等の振替に関する法律」第151条を御参照ください。

(注2)「社債、株式等の振替に関する法律」第3条第1項第5号及び第11条を御参照ください。

(注3)「株式等振替決済口座管理約款」とは、加入者の口座を開設するに際して、証券会社などと  
加入者との間の権利義務を明確にするために定めたものです。証券会社などによってはこれ以  
外の名称である場合があります。

### Q3：加入者情報にはどのような項目があるのですか？

A3：証券会社などの加入者の、①氏名又は名称、②住所、③生年月日、④法人の場  
合における代表者の役職及び氏名、⑤外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるか  
否かの別、などがあります。

### Q4：加入者情報はどのようなタイミングで証券会社から証券保管振替 機構に通知されるのですか？

A4：加入者情報は、原則として、加入者が証券会社などに口座を開設した後、その  
口座に最初の株式などの残高が発生してから5営業日以内に、証券保管振替機構へ  
通知されます。

また、住所変更などにより加入者情報に変更があった場合については、原則とし  
て、証券会社などが加入者から変更届を受領してから5営業日以内に通知されます。

### Q5：証券保管振替機構は証券会社から通知された加入者情報をどのよ うにして発行会社に通知するのですか？

A5：証券保管振替機構は、新たに証券会社などから通知された加入者情報（氏名又  
は名称、住所、生年月日など）及び共通番号（個人番号又は法人番号）と、他の証  
券会社などから既に通知されている加入者情報及び共通番号を照合し、同一と判定

した場合に名寄せを行い、名寄せ後の加入者情報を株主の情報として振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）に通知しています。

なお、名寄せについては、別途公表している「加入者情報名寄せ基準書」及び「株券電子化の制度における名寄せに関するQ&A」(注)を御参照ください。

(注)「加入者情報名寄せ基準書」及び「株券電子化の制度における名寄せに関するQ&A」は、証券保管振替機構ホームページにおいて公表しております。

**Q6：複数の証券会社と取引していますが、そのうちの1社に対して住所変更を届け出たところ、他の証券会社から住所変更の事実の確認がありました。どうしてですか？**

A6：証券保管振替機構において加入者情報の名寄せが行われた場合であって、加入者が証券会社などに届け出た加入者情報の変更内容がいずれかの証券会社などから証券保管振替機構へ通知されたときは、他の証券会社などにおいても、その加入者に関する情報を、変更後の内容に更新する必要があります。このため、名寄せされた加入者情報を通知している他の証券会社などに対しても、その変更内容を証券保管振替機構から通知しており、これを受けて変更の事実の確認があったものと思われます。

なお、証券会社などは、「株式等振替決済口座管理約款」など(注)において、加入者情報（ただし、生年月日を除きます。）の変更内容を、名寄せされた加入者情報を通知している他の証券会社などに対して、証券保管振替機構を通じて通知することについて、加入者が同意したものとして取り扱うことにしています。

(注)「株式等振替決済口座管理約款」については、Q2の(注3)を御参照ください。

**Q7：名寄せ後の加入者情報は発行会社に通知されるとのことですが、発行会社は、名寄せ後の加入者情報を何に利用するのですか？**

A7：振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）は、原則として、証券保管振替機構から通知された名寄せ後の加入者情報の内容に基づいて、株主名簿に株主の氏名又は名称、住所などを記録し、株主あてに送付する株主総会招集通知などの各種通知物のあて名などに利用しています。

Q8：株主総会招集通知が送られてきましたが、あて名の住所に「大字」の文字が追加されています。どうしてですか？

A8：本来は、「大字」や「字」などの文字が含まれている住所であっても、慣習的に「大字」や「字」などの文字を省略して使用することがありますが、証券保管振替機構において精度の高い名寄せを行うため、また、証券保管振替機構と振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）との間で住所の情報を授受するために、原則として、住所の情報を住所コード（注）に変換しており、その際に「大字」や「字」などの文字が補われることがあります。

振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）では、株主あての通知物のあて名に利用するときなどは、この住所コードを再度漢字に変換しています。

したがって、名寄せの際に、「大字」や「字」などの文字が補われたときは、結果的に、あて名の住所にも「大字」や「字」などの文字が補われることとなります。

（注）証券保管振替機構では、公益財団法人国土地理協会が定める「全国町・字ファイル」に収録されている「町・字コード」を住所コードとして利用しています。